（面会の申出書の提出等）

第五十条の三十一　入国者収容所長等は、被収容者との面会の申出をする者に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

一　国籍・地域、氏名、生年月日、住所、電話番号、職業及び勤務先の名称

二　面会を希望する被収容者の国籍・地域、氏名及びその者との関係

三　面会の目的

四　手荷物その他の所持品

2　入国者収容所長等は、前項の場合において、必要があると認めるときは、被収容者との面会の申出をする者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

［条を加える。］

（面会の相手方の確認）

第五十条の三十二　入国者収容所長等は、被収容者との面会の申出があつたときは、被収容者に対して、その申出をした者の氏名及び被収容者との関係について質問することができる。

［条を加える。］

（面会の相手方の人数の制限）

第五十条の三十三　法第五十五条の五十八第一項の規定により被収容者の面会の相手方の人数について制限をするときは、その人数は、三人を下回つてはならない。ただし、施設の構造上やむを得ないときは、この限りでない。

［条を加える。］

（面会の場所の制限）

第五十条の三十四　被収容者の面会の場所は、入国者収容所長等が指定するものとする。

2　被収容者の面会の場所は、被収容者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室とする。ただし、次に掲げる場合において、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがないときは、この限りでない。

一　被収容者の国籍又は市民権の属する国の領事官と面会する場合

二　実子又は養子と面会する場合その他被収容者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室以外の場所で面会することを適当とする事情がある場合

［条を加える。］

（面会の日の制限）

第五十条の三十五　被収容者の面会（領事官等（法第五十五条の五十六第一項に規定する領事官等をいう。第五十条の三十八及び第五十条の三十九において同じ。）との面会を除く。）を許す日は、第五十条の十五第三項各号に掲げる日以外の日とする。

［条を加える。］

（面会の時間帯の制限）

第五十条の三十六　法第五十五条の五十八第一項の規定により被収容者の面会の時間帯について制限をするときは、その時間は、一日につき四時間を下回つてはならない。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

［条を加える。］

（面会の時間の制限）

第五十条の三十七　法第五十五条の五十八第一項の規定により被収容者の面会の時間について制限をするときは、その時間は、三十分を下回つてはならない。ただし、面会の申出の状況、面会の場所として指定する室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるときは、五分を下回らない範囲内で、三十分を下回る時間に制限することができる。

［条を加える。］

（面会の回数の制限）

第五十条の三十八　法第五十五条の五十八第一項の規定による被収容者の面会の回数についての制限は、領事官等以外の者との面会の回数について行うことができるものとする。

［条を加える。］

（面会の相手方の遵守事項の掲示）

第五十条の三十九　入国者収容所長等は、被収容者の面会の相手方（領事官等を除く。）が遵守すべき次に掲げる事項を具体的に明らかにして入国者収容所等内の見やすい場所に掲示するものとする。

一　法第五十五条の五十七第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する行為をしてはならないこと。

［条を加える。］